

平成 3 0 年 9 月 2 8 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案 説 明 書
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

(議案第 89 号)

平成 29 年度 廿日市市水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

(水 道 局)

1 提案の要旨

建設改良事業の財源として、建設改良積立金を使用し、未処分利益剰余金へ振り替えた金額を資本金に組み入れるため、平成 29 年度 廿日市市水道事業会計未処分利益剰余金を処分しようとするものである。

2 処分の内容

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 当年度末未処分利益剰余金 | 2, 0 6 7, 8 3 2, 0 9 5 円 |
| (2) 処分する額 | |
| 資本金への組入れ | 5 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| (3) 翌年度繰越利益剰余金 | 1, 5 6 7, 8 3 2, 0 9 5 円 |

3 根拠法令

地方公営企業法

第 32 条

- ② 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。